

特集

# 外国人技能実習生 採用までのポイント

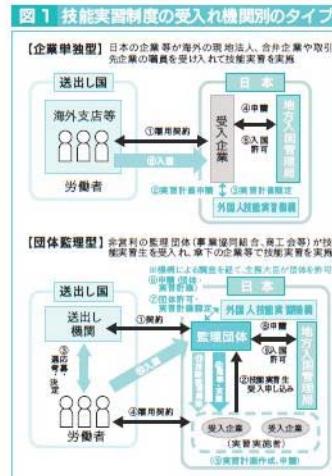


技能実習法（外国人の技能実習の適正化に関する法律）の実施及び技能実習生の保護に関する法律の改正により技能実習制度の対象職種に「介護」が追加され、平成 29 年 11 月 1 日からスタートしています。介護人材の不足が続くなか、事業者の関心が高いものとなっていますが、介護職種を取り扱う監理団体（290 団体／平成 30 年 6 月 19 日現在）を通して技能実習生を採用する必要があります。監理団体を選ぶ際のチェックポイント、技能実習生に必要な配慮・対応等をみてきます。

おいては、母国への技能移転が第一義であることを踏まえておく必要がある。介護技能の適切な移転は、国際貢献であるだけでなく、我が国の介護職の社会的評価の向上、介護サービスの質の向上にもつながることが期待されている。

並行して、送り出し機関による入国前講習が行われ、入国後は監理団体による研修終了後から雇用契約が発効する—という仕組みになつてゐる。技能実習計画は監理団体の指導に基づき一人ひとりに作成し、この計画に基づいた指導をしなければならない。

なお、監理団体は許可制、実習実施者につ



図表はすべて「技能実習「介護」における固有要件について」(厚生労働省社会・援護局)より。表3のみ同資料より編集部作成。

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

技能実習生を受け入れることのできる施設・事業所は、表1のとおりで開設してから3年以上経過（事業所単位）していることが必要である。

技能実習生の受け入れ可能人数は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることはできない（4頁表2）。なお、技能実習生の心理面を考慮した場合、1事業所に最低2人以上の受け入れが適切と考えられる。

②技能実習指導員、③生活指導員がある。要

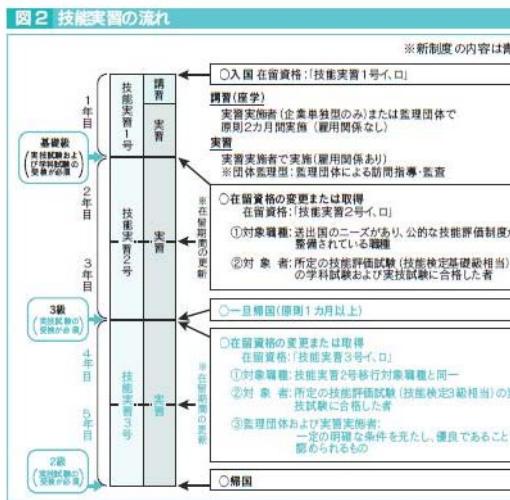


表 1 对象施用

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、計  
介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】(白:対象 水色:一部対象 灰色:対象外または現行制度において存在しない)

※日本語能力-N1：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる  
N2：日常的な場面で使われる日本語の用例に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる  
N3：日常的な場面で使われる日本語ある程度理解することができる  
N4：基本的な日本語を理解することができる

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

**定期購読のごあんない**

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間……6,480円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

**定期購読のお申し込みはこちら**

**お問い合わせ**

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949